

みよし市選挙管理委員会会議録

日時 令和7（2025）年11月8日（土）

開会 午後4時00分

閉会 午後4時30分

場所 市役所5階特別会議室

出席者

(選挙管理委員会委員)

委員長 石原正裕

委員 加藤好光

職務代理者 吉岡稔

委員 寺嶋敏勝

(事務局)

書記長（総務部部長） 城千穂子 書記（総務課副主幹） 奠田大輔

書記（総務部次長兼総務課長） 近藤晋 書記（総務課専任副主幹） 小野田浩司

書記（総務課主幹） 森田悟史 書記（総務課主任主査） 一丸智詩

公開の状況 公開

傍聴者 なし

次第

1 挨拶

2 議題

(1) 選挙人名簿選挙時登録について

(2) 選挙管理委員会告示について

3 その他

議題

名前	内容
近藤書記	<p>それでは、ただ今から選挙管理委員会を開催します。本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。</p> <p>それでは始めに、石原委員長よりごあいさつをお願いします。</p>
石原委員長	<委員長あいさつ>
近藤書記	<p>それでは、委員長のとりまわしにより、議事の進行をしていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p>
石原委員長	<p>それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>議題（1）選挙人名簿選挙時登録についてについて、書記より説明をお願いします。</p>
一丸書記	<p>議題（1）選挙人名簿選挙時登録について事務局より説明いたします。</p> <p>1ページをご覧ください。こちらが今回の選挙時登録における資格要件になります。</p> <p>1基準日及び登録日は、令和7年1月8日（土）、本日となります。</p> <p>2登録要件は、（1）、（2）となり、いずれの要件も満たす者が登録されます。</p> <p>登録要件の（1）国政選挙の選挙権のある者とは、日本国民で、選挙期日である令和7年1月16日現在において、年齢満18年（ねん）以上の者になります。</p> <p>（2）住所要件としては、</p> <p>ア 令和7年8月8日以前の転入者で引き続き本市の住民であること。</p> <p>イ 令和7年7月8日から令和7年1月7日までの間に転出した者で、引き続き3か月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた者であること。</p> <p>ウ 帰化した者は、帰化の届出をし、告示がされた日以後、引き続き本市の住民であること。</p> <p>となります。</p> <p>イのように、本市から転出した者であっても、転出後4か月以内の者については、表示登録者として、本市の選挙人名簿に登録されま</p>

	<p>す。</p> <p>3 抹消者については、(1)から(3)までのいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。</p> <p>(1)は、令和7年7月7日以前に転出した者で、転出して4か月を超えた場合、本市の名簿から抹消されます。</p> <p>(2)は、前回の基準日から本日までに死亡した場合です。</p> <p>(3)は、欠格事項に該当した場合です。</p> <p>4 その他「転出者」で表示される者とは、選挙人名簿に「転出者」と表示される者ことで、令和7年7月8日以降の転出者となります。</p> <p>先ほどの2の(2)のイで触れた、本市から転出後4か月以内の者となります。</p> <p>続きまして2ページをご覧ください。</p> <p>こちらは、今回の選挙時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。</p> <p>令和7年11月8日現在の選挙人名簿登録者数は、 男24,768人、女23,748人であり、合計48,516人となります。</p> <p>3ページは投票区ごとの内訳表、4ページは世代ごとの内訳表と前回の定時登録からの増減、5ページは投票区ごとの前回の定時登録からの増減となっております。</p> <p>議題(1)については以上となります。</p>
石原委員長	ただ今、書記からの説明がありましたが、ご質問等ございましたら、お願いします。
委員	<質問なし>
石原委員長	それでは、議題(1)選挙人名簿選挙時登録について、ご異議なければ挙手をお願いします。
委員	<全員挙手>
石原委員長	ご異議ないようですので、本議題については、承認されたものいたします。

	<p>続きまして、議題（2）選挙管理委員会告示について、書記より説明をお願いします。</p> <p>一丸書記</p> <p>みよし市長選挙に係る選挙管理委員会告示について説明をいたします。</p> <p>資料6ページをご覧ください。</p> <p>みよし市長選挙におけるポスター掲示場の設置についての告示です。</p> <p>7ページ、8ページにポスター掲示場の設置場所の一覧を掲載しています。</p> <p>設置数、設置場所とともに7月に行われた参議院議員通常選挙と同じ内容となっています。</p> <p>続いて、9ページをご覧ください。</p> <p>今回の選挙人名簿の登録に係る地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数についての告示です。</p> <p>今回の登録者数である48,516を50で割ると970.32となり、50分の1の数は、971となります。</p> <p>続いて、10ページをご覧ください。</p> <p>今回の選挙人名簿の登録に係る地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数についての告示です。</p> <p>今回の登録者数である48,516を3で割ると16,172となり、3分の1の数は、16,172となります。</p> <p>続いて、11ページをご覧ください。</p> <p>公職選挙法第33条第1項の規定により、みよし市長の任期満了による選挙を令和7年11月16日に行う旨の告示となります。</p> <p>その下、みよし市長選挙の選挙長及び職務代理者の選任についての告示です。</p> <p>選挙長には石原委員長を、職務代理者には吉岡職務代理者を選任させていただきたいと思います。</p> <p>続いて、12ページをご覧ください。</p> <p>みよし市長選挙の期日前投票所の場所及び期間についての告示です。</p>
--	---

場所は、みよし市役所、おかよし交流センターで、期間は11月10日から11月15日までとなります。

その下、おかよし交流センターにおける期日前投票所の開閉時刻についての告示です。

期日前投票所の開閉時刻は1つの期日前投票所を除き、通常の午前8時30分から午後8時まで以外の開場時刻を設定する場合は、選挙管理委員会にて決定し、告示することとなっております。

おかよし交流センターにつきましては、センターの開館時刻が午前9時からとなることや投票所の開場準備のため、開場時刻を午前9時からとしています。

続いて、13ページをご覧ください。

投票所の場所についての告示です。

天王投票区以外の投票区は小学校体育館を、天王投票区は新屋児童館を投票所とする内容となっています。

その下、みよし市長選挙における開票の事務を選挙会の事務と併せて行う旨の告示です。選挙会とは、選挙長が行う当選人を決定する事務です。

公職選挙法では、開票の事務を選挙会の事務と併せて行うことができるとしています。

続いて、14ページをご覧ください。

みよし市長選挙において開票の事務と併せて行う選挙会の事務を行う日時及び場所についての告示です。

場所は三好公園総合体育館、日時は11月16日午後9時10分となっています。

続いて、15ページをご覧ください。

みよし市長選挙の期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任とこれらの者が職務を行うべき日についての告示です。

投票管理者及び職務代理者には、市の職員を充てています。

続いて、16ページをご覧ください。

投票日当日のみよし市長選挙の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任についての告示です。

投票管理者及び職務代理者には、期日前投票と同様、市の職員を充てています。

	<p>続いて、17ページをご覧ください。</p> <p>みよし市長選挙の選挙公報の掲載順序を定めるために行うくじの日時及び場所についての告示です。</p> <p>日時は11月9日午後5時30分、場所はみよし市役所3階301会議室となります。</p> <p>その下、投票所内における氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの日時及び場所についての告示です。</p> <p>日時は11月9日午後6時、場所はみよし市役所3階301会議室となります。</p> <p>続いて、18ページをご覧ください。</p> <p>みよし市長選挙における選挙運動費用の支出制限額についての告示です。</p> <p>公職選挙法では、選挙運動費用の最高額を定めて、その範囲内でなければ、選挙運動の費用が支出できないものとしています。</p> <p>各候補者が選挙運動のために用いることができる支出の制限額は、今回の選挙人名簿登録者数である48,516人に、公職選挙法施行令で定める人数割額の81円を掛け、公職選挙法施行令で定める固定額の3,100,000円を足した金額である 7,029,796円の100円未満を切り上げた7,029,800円となります。</p> <p>その下、みよし市長選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書要旨の公表についての告示です。</p> <p>候補者は、選挙後に選挙運動に関する收支を記した報告書を選挙管理委員会に提出しなければならないこととされています。</p> <p>選挙管理委員会は、報告書を受理したときは、その要旨を公表することとされており、その方法については、市役所前の掲示板に掲示し、誰でも見ることができるようになりますという内容となっています。</p> <p>続いて、19ページをご覧ください。</p> <p>みよし市長選挙におけるポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示できる日の告示です。</p> <p>掲示できるのは、11月9日の立候補届の受理後となります。</p> <p>議題（2）については以上となります。</p>
石原委員長	ただ今、書記からの説明がありましたが、ご質問等ございました

	ら、お願いします。
委員	<質問なし>
石原委員長	それでは、議題（2）選挙管理委員会告示について、ご異議なれば挙手をお願いします。
委員	<全員挙手>
石原委員長	ご異議ないようですので、本議題については、承認されたものといたします。
	続きまして、3その他について 事務局から何かありましたらお願いします。
一丸書記	<p>市長選の今後の日程について説明させていただきます。</p> <p>有投票の場合と無投票の場合の日程についてご案内させていただきます。</p> <p>まず、明日11月9日の告示日についてですが、午前8時から仮受付を行いますので、集合をお願いいたします。</p> <p>午前8時30分までに仮受付者が2人以上いる場合は抽選を行います。</p> <p>仮受付者が1人の場合は抽選せず、そのまま本受付を開始し、書類等の審査を行います。</p> <p>立候補者が2人以上いる場合は有投票となりますので、そのまま選挙公報の掲載順序決定のくじ、氏名掲示の掲載順序決定のくじに移ります。</p> <p>11月10日から11月15日までの6日間は期日前投票となりますので、投票立会人のご協力をお願いいたします。</p> <p>ご協力いただく日程については、机上の配置表をご覧ください。</p> <p>11月14日について、選挙立会人の届出が10人を超えるときは、選挙立会人のくじを行います。</p> <p>午前9時50分から説明を行いますので10分前までには集合をお願いいたします。</p> <p>選挙立会人の届出期限が11月13日の午後5時までとなっておりますので、午後5時以降にくじの実施の有無をご連絡させていただきます。</p> <p>11月15日、午前10時から選挙管理委員会と明るい選挙推進協議会の合同会議がありますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>11月16日、午後9時10分から開票となりますので、午後8時</p>

	<p>に集合をお願いいたします。</p> <p>11月17日、午後2時から当選証書付与式がありますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上が有投票の場合の日程になります。</p> <p>続いて、無投票の場合についてですが、11月9日午後5時の立候補届出の締切までは、有投票の場合と同様です。</p> <p>立候補者が1人で無投票となった場合は、11月17日の午後1時から臨時の選挙管理委員会を開催しますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>会議終了後、午後2時から当選証書付与式となりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>市長選の日程については以上となります。</p>
石原委員長	<p>それでは、議題は以上となりますので、本日の選挙管理委員会を終了いたします。</p> <p>本日は、お疲れ様でした。</p>